**大阪市環境局　家庭系ごみ収集輸送事業改革プランの目標達成に向けた各種取組一覧**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 事項 | 実施趣旨・取組概要 | 結果・成果 | 時期 |
| 1 | 収集作業の効率化（定数削減） | ・ごみ収集量・搬入時間等のデータや収集コース図をもとに、効率化策について、各環境事業センターにおける地域実情に応じた意見・提案を加味しながら、徹底した意見交換・ヒアリングを実施（環境事業センターごとに４回以上実施） | ・一部収集車両に、隙間時間や車両能力の最大数量まで収集・積込を行えていない状況が明らかになるほか、更なる工夫の可能性も発見でき、平成30・31年度に実践する作業の効率化（152名の削減）にかかる計画を具体化・以降、計画に基づき実践し、収集状況（収集時間の遅延等）を注視しながら、必要に応じて微調整を行うなど、日常的なＰＤＣＡサイクルを回していくとともに、更なる効率化の可能性についても検討  | H29.6～ |
| 2 | 組織改編に伴う効果 | ・定曜日収集業務については、作業の効率化を見据え、行政区・ごみ種別の枠組みを見直し、労務管理等を強化・また、定曜日収集以外の「古紙・衣類」「持ち去り行為防止」「ふれあい」「粗大」「環境整備」「ＢＲＰ」業務を「地域グループ」として相互連携を図ることで、グループ内で応援が可能となるため、隙間時間の有効活用策などを検討中 | ・主任準則を改正するほか、業務マニュアル等でルール化・地域・区役所との連携を強化するため、「環境事業センター 地域連携グループ マニュアル」を作成し、平成31年４月からマニュアルに基づき、地域展開を図っていく予定  | H30.4～ |
| 3 | 中継作業の実施 | ・住之江工場閉鎖に伴う輸送効率の悪化による作業遅延等の解消を目的に順次拡大 | ・実施済、今後他の環境事業センターにおいても拡大を予定 | H28.4 |
| 4 | 粗大ごみ中継地の廃止 | ・城北環境事業センターと東南環境事業センターの粗大ごみ中継地業務を廃止し、粗大ごみ等について舞洲工場破砕設備へ直送 | ・廃止済 | H29年度～ |
| 5 | 市民周知のみで対応可能な効率化策 | ・行政区ごとに１日の作業回数が異なる環境事業センターにおいて、午前中に１行政区を集中的に収集し、午後に残りの行政区を収集することによる効率化案の検討 | ・各環境事業センターと事業管理課における意見交換会等で情報提供済 | H29.9～ |
| 6 | ドライブレコーダーによる指導強化（その１） | ・ドライブレコーダーの映像を活用した研修や「なぜなぜ分析」の導入に係る研修の実施（運転従事３年目研修、管理監督者研修、保険会社の安全運転研修）・平成28年７月27日以降の交通事故等から「なぜなぜ分析」を開始し、本人同伴で局への報告を実施 | 事項 | H28年度 | H29年度 | H31.1末時点 | H28.5～ |
| 運転従事3年目研修 | 68人 | 31人 | ― |
| 管理監督者研修 | 53人 | 67人 | 527 |
| 保険会社の安全運転研修 | 700人 | 743人 | 918 |
| 事故発生者のなぜなぜ分析実施 | 36件 | 57件 | 28件 |
| 7 | 環境事業センター間巡視の拡大 | ・現在、行っている環境事業センター間巡視の取組を拡大し、違反等行っている車両を発見した場合は、ドライブレコーダーで指摘内容を確認し「ごみ収集車両用ドライブレコーダー運用の手引き」に沿って環境事業センターにおいて指導を行うほか、指導後、月２回のドライブレコーダーの映像確認を実施 | 事項 | H28年度 | H29年度 | H31.1末時点 | H28.7～ |
| 巡視実施回数 | 95回 | 83回 | 65回 |
| 8 | 作業前ミーティングの活性化 | ・スローガンを作業前ミーティングにおいて全員で唱和　全体スローガン：スローガンを事業管理課で選定 センタースローガン：スローガンを各環境事業センターが選定 | ・平成29年度運営評価における実地調査では、全環境事業センターで２種類のスローガン唱和が実施済 | H28.7～ |
| 9 | 管理監督者研修の実施 | ・平成29年度は、①佐川急便の指導員研修及び大阪ガスオートサービスのビデオ診断システム見学し、その結果報告として、安全確認の重要性について説明・以降、②なぜなぜ分析の精度向上研修を開催し、ドライブレコーダーの映像確認のレベルの標準化に向けた研修を開催・平成30年度は、①環境局の交通事故分析・KM式安全運転助言検査、②管理監督者の心構え・交通事故を起こすことによる損害、③コメンタリー運転等の指導方法など、計3回の講義を開催。さらに、運転診断を活用した実技指導の開催を予定 | 【平成29年度】① 参加人数　29人　② 参加人数　53人【平成30年度】① 参加人数　 171人　② 参加人数　 178人　③ 参加人数　 178人 | H28.7～ |
| 10 | ドライブレコーダーの音声録音機能の活用 | ・事故防止対策にかかる作業手順の実施確認を行うため、ドライブレコーダーの音声録音機能を活用し、ドライブレコーダーの映像確認時に合わせて状況を把握 | ・実施済・運用中 | H28.10～ |
| 11 | ドライブレコーダー映像確認研修 | ・危険運転の指摘率について、環境事業センターと事業管理課の確認で違いがあることから、環境事業センターにおける映像確認時において、確認方法や危険運転の指摘基準等の標準化を図ることを目的に、映像確認者を対象に、交通違反映像をもとに研修を実施・平成29年度は、局会議室で所長・技能統括主任等を対象として実施し、平成30年度は、全環境事業センターで部門監理主任等を対象に実施 | 事項 | H29年度 | H31.1末時点 | H28.10～ |
| 研修参加人数 | 33名 | 73名 |
| 12 | 安全運転マニュアルの改訂 | ・速度、一時停止、信号の順守、ドア開け、誘導時の注意、車両の大きさ等について追加記載 | ・研修等で活用 | H28.11～ |
| 13 | ドライブレコーダー交通事故映像等を活用した研修 | ・交通事故・交通違反映像等を視聴し、交通事故の原因と対策を考える機会として、研修を実施・後退時の安全確認と誘導、交差点の通行方法、コメンタリーの実施方法等、安全運転のテーマごとの映像研修資料を作成し、研修を実施・研修終了後に、全環境事業センター統一様式によるアンケートを実施 | 平成28年度～平成29年度延べ　16,612人平成30年度延べ　　　　　　　 13,418人 | H28.11～ |
| 14 | 無事故・無違反表彰 | ・現行の環境局長表彰の制度を活用し、個人表彰として「優良賞」を別枠で募集し、表彰を実施 | 平成28年度 11名　平成29年度 11名　平成30年度 －（表彰見送り） | H28.12～ |
| 15 | 運転従事要件の見直し | ・交通事故等を起こした職員に対する対応の厳格化等を図ることを目的に、「交通事故等を起こした職員等の取扱に関する要綱」を一部改正し、繰り返し交通事故を起こす職員、交通法規・内規を違反し事故を起こした職員、ドライブレコーダーで交通違反点数２点以上の交通違反を２度確認された職員に対し、運転登録を除外 | 事項 | H29年度 | H31.1末時点 | H29.2～ |
| 運転登録除外適用人数 | 13名 | 13名 |
| 16 | ドライブレコーダーによる指導強化（その２） | ・春・夏・年末年始の特別交通安全運動の実施後に、事業管理課でドライブレコーダーの映像を任意に抽出し、確認を実施・高リスク運転者の改善確認を実施 | 事項 | H28.8 | H29.1 | H29.4 | H29.9 | H30.1 | H30.4 | H30.7 | H29.7～ |
| 確認数 | 84件 | 82件 | 77件 | 76件 | 80件 | 78件 | 536件 |
| 指摘数 | 59件 | 50件 | 37件 | 22件 | 19件 | 33件 | 269件 |
| 指摘割合 | 70.2％ | 61％ | 48％ | 28.9％ | 24％ | 42％ | 50％ |
| ※上記には、コメンタリーにかかる指摘件数は含んでいない。 |
| 17 | 局(ルシアス）課長級による走行状況覆面調査 | ・公務上の交通事故・違反を削減していくことを目的として、「内部監察チーム（局課長級）」による環境事業センターの収集車両の運転状況の実地調査を実施し、交通違反が疑われる場合には、ドライブレコーダーの映像を確認のうえ、当該運転担当職員を指導するほか、あわせて、作業帽の着用状況についても確認を実施 | 平成29月 7月～8月 調査者32名 総件数972件 指摘件数47件平成29年10月～11月 調査者32名 総件数941件 指摘件数10件平成30年 5月～6月 調査者32名 総件数670件 指摘件数 8件平成30年10月～11月 調査者32名 総件数593件 指摘件数5件 | H29.7～ |
| 18 | コメンタリー運転の取組 | ・「声を出す」ことによって安全意識を高める運転方法を緊急の取組として実施・運転担当職員と収集担当職員の連携と、収集担当職員の交通事故防止対策への参加を推進するため、収集担当職員の声出しについても実施 | ・各運転担当職員の安全運転への意識が高まるとともに、声を出して安全を確認することにより見落としを防ぎ、交通事故の削減に効果を発揮 | H29.7～ |
| 19 | 悪質な事例に対する局長からの直接指導 | ・特に悪質と思われる交通事故を発生した運転担当職員に対し、当該管理監督者も含めて、局長から直接指導を実施 | ・都度実施 | H29年度～ |
| 20 | ドライブレコーダーの映像確認の徹底（その１） | ・期間中に運転に従事した全ての運転登録職員の映像を、２か月に１回、各部門監理主任が担当する班を基本に運転登録職員の映像確認を行い、あわせて誰が誰の運転を確認（指摘）したのかを記録（映像確認の責任を明確化）するとともに、映像の再確認・再々確認を実施（①部門監理主任が全運転従事職員の映像確認⇒②指摘のなかった映像の２割以上を技能統括主任・安全担当の部門監理主任等が再確認⇒③再確認のうち指摘のなかった映像の５割以上を、所長・担当課長により再々確認⇒④事業管理課でも映像確認のチェックを実施し、映像確認が不十分であることが認められた場合は、事業管理課長から、管理監督者・映像確認者に対し指導書を交付） | ・環境事業センターでの確認の強化が図られ、危険運転の減少とともに、事業管理課との結果のかい離が減少 | H29.8～ |
| 21 | ドライブレコーダーの映像確認の徹底（その２） | ・上記「その１」の取組について、次の点を変更し、更に徹底強化　① ドライブレコーダーの映像確認について、期間中に運転に従事した全ての運転登録職員の映像を、「２か月に１回」から「１か月に１回」に頻度アップして実施　② 各部門監理主任は、少なくとも毎日１件の映像確認を実施　　③ 各部門監理主任の映像確認の実施状況を集約し、事業管理課へ報告④ 不適正運転の指摘漏れが多い映像確認者に対し、適宜研修・指導を実施⑤ 改善確認の時期を指導から１週間後とし、改善が確認されるまで運転指導を継続　⑥ ドライブレコーダーの映像確認から重大な危険運転を行うことが判明した職員に対し、運転登録職員から即時除外⑦ 運転担当職員だけでなく、同乗する職員についてもコメンタリー運転を徹底 | ・環境事業センターでの確認の強化が図られ、危険運転の減少とともに、事業管理課との結果のかい離が縮小 | H30.8～ |
| 22 | ドライブレコーダーの映像確認の徹底（その３） | ・上記「その１」・「その２」の取組について、次の点を変更し、更に徹底強化　○ 迅速な再チェックと指導の徹底を図るため、一次確認で適正と判断されたドライブレコーダー映像について、全映像の再確認を、所長（課長・課長代理）、技能統括主任が分担して翌日に実施 | ・環境事業センターでの確認の強化が図られ、危険運転の減少とともに、事業管理課との結果のかい離が縮小 | H30.12～ |
| 23 | 安全運転宣言車の表示 | ・運転者に日々の安全運転の意識づけを行うため、ステッカーを作成し、右側ドアに添付 | ・全車表示済 | H29.9～ |
| 24 | 安全運転宣言 | ・安全意識の向上を図るため、運転担当職員一人ひとりから年度ごとに宣言書を提出 | 【提出人数】　平成29年度　1,357人　平成30年度　1,241人 | H29.9～ |
| 25 | 運転記録証明書の取得 | ・全運転登録職員の運転記録証明書を取得し、事故・違反歴等を参考とした運転指導、ドライブレコーダーの重点確認を実施 | 【提出人数】　平成29年度　1,193人提出　平成30年度　1,158人 | H29.9～ |
| 26 | 事故件数の見える化 | ・各環境事業センターのリアルタイム事故発生件数状況を全職員に周知するため、掲示板を全職員が目にする場所に設置 | ・全環境事業センター掲示済 | H29.11～ |
| 27 | 事業部長等による全体集会の実施 | ・事故発生ごとに全環境事業センターにおいて、早朝から一斉全体集会を開催するとともに、事故発生の当該環境事業センターへは事業部長が赴き、訓示及び注意喚起を実施 | ・平成29年11月以降、開始 | H29.11～H30.3 |
| 28 | 事故防止にかかる自主的な安全運転研修の活性化 | ・各環境事業センターにおける独自の安全運転研修を実施するにあたって、より良い研修内容にするとともに、活性化を図ることを目的に、庁内ポータル（環境局チームサイト）に、自主研修の資料等を掲載・閲覧できる場所を設定 | ・４環境事業センターの研修資料等を掲載 | H30.12～ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 事項 | 実施趣旨・取組概要 | 結果・成果 | 時期 |
| 29 | 待機時間中における服務規律の確保にかかる実施要領の改正 | ・待機時間中における不適切な行為への服務指導の方法などを定め、当該行為に対し厳しく対処することにより、服務管理の徹底を図ることを目的に実施【主な改正点】　指導者　「…部門監理主任１名を含む２名以上」　　実施方法　毎日随時実施⇒毎日午前、午後各１回以上実施 | ・毎月報告書を確認しているが、改正点も含め、ほぼ実施要領どおり実施。巡視の際、横臥や食事をしている職員は見られなかった。平成29年度運営評価における実地調査では、実施要領どおり実施済 | H28.4～ |
| 30 | 環境事業センターの横断的巡視（監察）の実施 | ・内部統制責任者（環境局長）指示による立入調査に加え、事業部の独自の取り組みとして、分任内部統制責任者（事業部長）指示による横断的巡視を実施・事業部内で内部統制員の職にある環境事業センター所長（内部統制員）を中心とし、当該環境事業センターの事業推進担当課長・技能統括主任（総括）等を加え、「環境事業環境事業センター監察チーム」を編成・他の環境事業センターの状況を実体験することで、以降の所属環境事業センターの管理に役立て、更なる職場の活性化を図る。年２回実施（７月～８月、11月～12月） | 事項 | H28年度 | H29年度 | H31.1末時点 | H28.7～ |
| 巡視実施回数 | 22回 | 22回 | 22回 |
| 31 | 安全体操の完全実施に向けた対応等 | ・安全体操は「業務」であることを改めて明確化・安全体操の実施の有無について、業務主任等がミーティングチェック表によりチェック・理由なく安全体操を実施しない職員については、指導を行うとともに、チェック表をもとに人事考課着眼点シートへ反映 | ・平成29年１月～２月に、職員課担当者による実地調査を行った結果、取組当初に比べ改善・平成29年度運営評価における実地調査では、全ての環境事業センターでほぼ全職員が安全体操を実施しているとともに、業務主任がチェック表に記載していることも確認 | H28.9～ |
| 32 | 服務規律確保のための研修実施 | ・三部会のアンケートにも「服務指導が不十分である」「各主任の人事管理、服務指導に対する再認識が必要」等複数記載があったことから、 主任準則・服務規律の徹底を図ることを目的に、技能統括主任・部門監理主任・業務主任を対象に研修を実施・平成28年７月～８月にかけて、技能統括主任・部門監理主任に対しては職員課研修担当が各環境事業センターに出向き実施し、業務主任に対しては当該環境事業センターの技能統括主任・部門監理主任が講師となり、研修を実施・平成29年度は服務に関するより一層の徹底、改革プラン、災害対応について、全ての部門監理主任、業務主任を対象に職員課及び事業管理課の研修担当が講師となり実施・ 平成30年度は、現業管理体制の確立に伴い、改革プランをはじめとした服務コンプライアンス研修、災害時の対応について、全ての業務主任、部門監理主任、業務主任を対象に、職員課及び事業管理課の研修担当が講師となり実施 | 事項 | H28年度 | H29年度 | H31.1末時点 | H28.7～ |
| 対　　象 | 技能統括主任部門監理主任 | 部門監理主任業務主任 | 技能統括主任部門監理主任業務主任 |
| 実施回数 | 21回 | 19回 | 26回 |
| 参加人数 | 141人※ 業務主任に対しては、研修を受けた技能統括主任等が別途実施 | 392人 | 492人 |
| 33 | 勤怠改善プログラムの見直し | ・勤怠改善対象職員（当日休暇取得者）にかかる取扱いの厳格化・過去１年間において、当日休暇が４回となる職員を勤怠改善対象職員に認定し、５回になれば職員を局へ呼び出し指導 | 事項 | H28年度 | H29年度 | H31.1末時点 | H29.4～ |
| 平均101人/月 | 平均54人/月 | 平均34人/月 | 平均101人/月 |
| 34 | 勤務時間中における「たばこ携行禁止」の取組強化 | ・たばこ携行禁止のプラカードの作成・掲示　・出庫時の声掛け強化・ミーティング時の声掛けの確認状況について、特別査察チームによる抜き打ちチェックの実施 | ・特別査察チームによる抜き打ち査察の結果、ミーティング時の主任による声かけを確認・平成29年度運営評価における実地調査では、プラカードの掲示や出庫時のアナウンス等の取組を確認 | H29.5～ |
| 35 | 職員記録書 | ・「指導記録書」を服務の観点からだけでなく、職員の良い評価に関する内容についても記載するなどで、人材育成のツールとしても活用するため、「職員記録書」の様式を変更 | ・平成29年度運営評価における実地調査では、勤怠改善対象職員の認定報告の際に添付されている職員記録書について、変更後の新様式が使用されているとともに、当日休暇に対する指導記録など記載されていることを確認 | H29.5～ |
| 36 | 職員室を活用した職員の意識改革及び環境事業センターの活性化等 | ・職員室での作業報告書の作成・提出⇒日々、職員室での部門監理主任による対面式業務報告の実施⇒特殊勤務実績簿、走行日誌の記入・提出 | ・平成29年度運営評価における実地調査では、全環境事業センターにおいて職員室で実施されていることを確認 | H29.6～ |
| 37 | 被服（作業帽）の完全着用 | ・作業時（車内を含む）における被服（作業帽を含む）の正しい着用に向けて、安全作業はもとより、「服務」や「身だしなみ」という観点からも重要であることから、指導を徹底・局(ルシアス）課長級による走行状況覆面調査においても、作業帽の着用状況を確認 | ・被服（作業帽を含む）の完全着用に向けて大幅に改善 | H29年度～ |
| 38 | モラル向上推進月間の設定  | ・公務員としての品位や市民から信頼が得られる職員をめざし、職員一人ひとりが自覚をもって、モラル向上を意識する機会として、「モラル向上推進月間」を設け、特に「作業帽の着用の徹底、正しい運転姿勢の確保（いわゆる“ひじかけ運転”の禁止）、業務中における不適切な携帯電話等の使用禁止」の３点について、ポスターを掲示する等で周知徹底 | ・実施済み | H30.12～H31.1 |
| 39 | 現業管理主任作業用名札の導入 | ・現業管理主任に任じられている職員について、内外に対する立場の明確化、職責の重要性についての自覚の醸成、モチベーションの向上の一助として、主任名を入れた作業用名札を導入 | ・作業用名札を配付 | H30.3～ |
| 40 | 主任準則等に規定する業務を怠った場合の対策（措置） | ・現業管理体制における主任の業務を怠った場合の措置について、「担当替え」又は「解任」のほか、「降任」「免職」を視野に入れたしくみを構築 | ・平成30年４月に向けて「業務マニュアル」に明記 | H30.4～ |
| 41 | 打刻もれ防止の取組  | ・「打刻もれ防止強化月間」を設け、各職員へ注意喚起するとともに、期間中に３回以上打刻漏れを行った職員に対し、指導を実施 | ・強化月間中、打刻漏れを行った職員数が大幅に減少 | H30.7 |
| 42 | 環境事業センター「地域班」にかかる業務  | ・地域・区役所との更なる連携強化に向けて、「地域班」の新たな業務を検討 | ・地域、区役所との連携強化を図るため、「災害発生時リーフレット」の配布を行うほか、避難所に仮設トイレを設置することやごみ置き場の調整、分別排出の協力要請などの調整などをメニューとする防災訓練を区役所や地域と合同開催するとともに、ふれあい収集対象者の安否確認訓練などを実施・分別促進に向けた「蛍光灯管の電話等受付による訪問回収業務」・「コミュニティ回収事業の推進」を実施 | H30.7～ |
| 43 | 「災害発生時ごみ処理リーフレット」の作成・配布  | ・大規模災害時に備え、環境事業センターの役割、住民へのご協力いただきたい事項を記したリーフレットを作成し、地域住民へ配布 | ・順次配布 | H30.8～ |
| 44　 | 防災訓練の合同実施  | ・環境事業センターと地域・区役所が合同防災訓練を実施（仮設トイレ組み立て等） | ・平成30年度 合同防災訓練実施回数 26回（予定含む） | H30.8～ |
| 45　 | 台風21号による災害ごみの対応  | ・台風21号により発生した災害ごみについて、平成30年9月5日以降、環境事業センターで、申込いただいた災害ごみを順次収集 | ・災害ごみの申込（対応）件数　約２万６千件 | H30.9～10 |
| 46　 | 環境事業センター職員の応急措置技能向上の取組  | ・災害発生時に慌てることなく対応するため、応急措置技能の維持・向上をめざし検討実施 | ・各事業センターそれぞれが隙間時間を利用し、職員の知識やスキルの習得について自己啓発を支援するという形で、講習を実施 | H31.4～（予定） |
| 47　 | 区ごとのごみ減量目標の設定  | ・更なるごみ減量にとって、地域の協力とともに、地域特性に応じた取組の実施が必要不可欠であることから、区ごとのごみ減量目標（区民の減量目標・区民の分別率アップ目標・行政の行動目標）を設定し、取組を展開 | ・区ごとのごみ減量目標を設定 | H30.6～ |
| 48　 | コミュニティ回収の推進  | ・平成26年度から実施している「コミュニティ回収」の実施団体数について、更なる拡大に向けて、環境事業センターを主体とした地域・区役所への働きかけを開始 | 平成28年度：21団体　平成29年度：40団体　平成31年１月時点：72団体 | H30.10～ |
| 49　 | 蛍光灯管の電話等受付による訪問回収の実施  | ・家庭から排出される蛍光灯管の電話等受付による訪問回収事業を実施 | ・実施済み | H30.10～ |
| 50　 | 区役所と連携した展示提供の実施  | ・現在、環境事業センターで実施しているマタニティウェア・ベビー服・子ども服の展示・提供について、利用者の増加を図り、更なる３Ｒの推進を図るため、小学校就学前の子育て世代をターゲットに、各区役所において開催される乳幼児健診や予防接種が行われる日に合わせての実施を検討・回収（＝展示・提供）品目に「絵本」の追加を検討 | ・各区役所の状況を把握 | 調整がついた区から順次実施 |
| 51　 | 環境局で実施しているイベントや活動情報の活用  | ・環境局のイベントや活動写真を、庁内ポータル（環境局チームサイト）を活用して共有し、それぞれの環境事業センターが啓発活動資料等に活用できる仕組みを構築 | ・庁内ポータル（環境局チームサイト）に写真等を順次掲載 | H30.11～ |
| 52　 | ふれあい安心パトロール | ・ごみの収集作業が日常的に市内全域で行われるという特性を活かして、子どもからお年寄りまで「誰もが安心して暮すことができる安全なまちづくり」の実現に向けて、事件などの早期発見等を目的として実施・職員のモチベーション向上を目的に、事案を局内広報誌に掲載するほか、対応状況によって表彰を実施 | 平成28年度対応件数 59件　平成29年度対応件数 59件平成30年度(1月末時点)　 対応件数 37件 | － |